

第 2 1 回 佐倉市都市計画審議会議事録

1. 日 時 平成 2 3 年 7 月 1 1 日 (月)
午前 1 0 時 3 0 分 ~ 1 1 時 3 0 分
2. 場 所 佐倉市役所 議会棟 1 階 全員協議会室
3. 会議次第
 1. 開 会
 2. 委嘱状交付
 3. 市長挨拶
 4. 委員紹介
 5. 会長、副会長選出
 6. 議 事
議案第 1 号 会議の運営について
 7. 閉 会

配布資料

平成 2 3 年 7 月 1 1 日 第 2 1 回 佐倉市都市計画審議会資料 (全 9 頁)

第21回佐倉市都市計画審議会委員名簿兼出欠表

区 分	氏 名	出 欠	
学 識 経 験 者	委 員	山下 重毅	出 席
	委 員	鈴木 博	出 席
	委 員	原 慶太郎	欠 席
	委 員	鈴木 尚	出 席
	委 員	薬袋 茂幸	出 席
市 議 会 議 員	委 員	和田 恵子	出 席
	委 員	高木 大輔	出 席
	委 員	大野 博美	欠 席
	委 員	岩井 功	出 席
	委 員	井原 慶一	出 席
関 係 行 政 機 関 の 職 員	委 員	稲村 寿永 (佐倉警察署)	代理出席
	委 員	高浦 操 (印旛土木事務所)	出 席
市 民	委 員	池澤 利一	出 席
	委 員	寺田 純子	出 席

出席者：市長 蕨和雄、副市長 鎌田富雄

出席事務局員：都市部長 小島英治

都市計画課 課長 宮内祥行、小川裕章、小西亘、岩井好弘、大槻恵理香

【都市計画課 小川】

本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今より第21回佐倉市都市計画審議会を開催させていただきます。

しばらくの間、進行役を務めさせていただきます都市計画課の小川と申します。よろしくお願いたします。なお、学識経験者として選任されました東京情報大学の教授でいらっしやいます原委員、ならびに、市議会議員の大野委員は所用がございまして、本日欠席でございます。

それでは、会議次第によりまして進めさせていただきます。

まず、はじめに、任期満了に伴う改選により新たに就任して頂きます委員の皆様、市長から委嘱状の交付をさせていただきます。交付は席順にさせていただきますので、ご了承ください。

なお、記録として会場の様子を撮影させていただきますので、ご了承ください。

それでは市長、前にお願いたします。都市計画審議会委員の委嘱状の交付を行います。

(市長から各委員へ委嘱状を交付)

【都市計画課 小川】

どうもありがとうございました。 それでは、市長からご挨拶を申し上げます。よろしくお願いたします。

【蕨市長】

皆さん、改めましておはようございます。市長の蕨和雄です。本日は大変お忙しい中、また暑い中、第21回佐倉市都市計画審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただ今、皆様に審議会委員を委嘱させていただきました。どうぞよろしくお願申し上げます。

都市計画は将来の都市の姿を定め、土地利用の制限を課していく中でその有りようをコントロールしていく、そういった市民生活に大きな影響を及ぼすものでございます。

このために、その決定にあたっては、都市計画審議会において専門的な見地からご審議をいただき、そしてその議決を経ることが都市計画法に定められているところでございます。

昨年度、佐倉市都市計画審議会でご審議をいただきまして、今後20年間を見据えた都市計画の方針であります、佐倉市都市マスタープランの全体構想を策定いたしてございます。都市と農村が共存し、そしてまた市民の皆様が都市の利便性と豊かな自然のどちらも享受できる、そういった佐倉市の特徴を生かしまして、今後のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

今後、都市マスタープランで描いた将来都市像の実現に向けまして、審議会でご審議をいただき、具体的な案件が出てまいりました際には、委員の皆様それぞれのお立場から、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。本日はこの後、担当から佐倉市都市計画審議会の概要について説明をさせていただきますので、皆様どうぞよろしく願いいたします。

本日はお忙しいところありがとうございました。

【都市計画課 小川】

どうもありがとうございました。

それでは委員の紹介ということで、本日は改選後最初の会議でございますので、私の方から各委員のご紹介をさせていただきます。

資料の1ページに名簿を載せてございます。それでは、名簿順にご紹介させていただきますので、大変申し訳ございませんが、その場でご挨拶をいただければと思います。よろしく願いいたします。

はじめに、学識経験者として選任されました山下重毅委員は、千葉経済学園の法人事務局長を務めていらっしゃいます。

続きまして、学識経験者として選任されました鈴木博委員は、佐倉商工会議所の会頭を務めていらっしゃいます。

学識経験者として選任されました鈴木尚委員は、千葉県建築設計事務所協会印旛支部佐倉地区代表でございます。

学識経験者として選任されました薬袋茂幸委員は、千葉県宅地建物取引業協会本部長及び印旛支部長を務めていらっしゃいます。

続きまして、市議会選出の委員の皆様をご紹介します。

和田恵子委員でございます。

高木大輔委員でございます。

岩井 功委員でございます。

井原慶一委員でございます。

続きまして、関係行政機関の職員として選任されました木川正博委員は、佐倉警察署

の署長でいらっしゃいます。なお、木川委員は本日所用のため、佐倉警察署交通係長稲村様に代理でご出席をいただいております。

同じく、高浦操委員は、印旛土木事務所の所長でいらっしゃいます。

続きまして、市民委員の方をご紹介します。

池澤利一委員は、佐倉市地域公共交通会議委員を務めていらっしゃいます。

寺田純子委員は、市民協働推進委員会委員並びに市民公益活動サポートセンター運営協議会委員を務めていらっしゃいます。

どうもありがとうございました。

引き続きまして、事務局側につきまして自己紹介とさせていただきます。副市長よりお願いいたします。

【鎌田副市長】

副市長の鎌田でございます。よろしくお願いいたします。

【都市部長 小島】

事務局のほうですが、都市部長の小島英治と申します。よろしくお願いいたします。

【都市計画課長 宮内】

同じく都市部都市計画課長の宮内祥行です。どうぞよろしくお願いいたします。

【都市計画課 小川】

進行役を務めさせていただきます都市計画課の小川と申します。よろしくお願いいたします。

【都市計画課 小西】

同じく都市計画課主査の小西です。よろしくお願いいたします。

【都市計画課 岩井】

同じく都市計画課 岩井と申します。よろしくお願いいたします。

【都市計画課 大槻】

同じく都市計画課 大槻と申します。よろしくお願いいたします。

【都市計画課 小川】

誠に申し訳ございませんが、ここで市長・副市長は公務のため、退席させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(市長・副市長退席)

【都市計画課 小川】

続きまして、式次第の5番目に入らせていただきます。

会長・副会長の選出でございますが、委員改選後、最初の会議ということで、会長が決まっておりませんので、選出されるまでの間、事務局で進行をさせていただきます。

ただいまの出席委員は、12名で過半数以上に達しております。よって会議は成立しております。

資料2ページに「佐倉市都市計画審議会条例」を添付してございますが、条例第4条第2項により、会長は学識経験者の中から委員の選挙により定めることとなっております。

会長の選出について、いかがいたしましょうか。

【鈴木(尚)委員】

よろしいですか。私はこれで3期目を迎えますが、過去2期にわたりまして、山下委員に卓越した技術をもって、会長をお願いしてまいりましたところ。山下委員にお願いしてはどうかと思うのですが、皆さんいかがでしょうか。

【都市計画課 小川】

ただいま鈴木委員より、会長として山下委員を推薦するご意見がございましたがいかがいたしましょうか。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

【都市計画課 小川】

それでは委員の皆様からは、異議なしとのお声がございましたので、山下委員のご意向はいかがでしょうか。

【山下委員】

ふつつかではございますが、皆様からご推挙をいただきましたので、務めさせていただきたいと思っております。

【都市計画課 小川】

ありがとうございます。それでは、会長として山下委員をお願いすることといたします。

では、山下委員、会長席の方へお願いいたします。

それでは、大変恐縮ではございますが、会長からご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【山下会長】

ただ今、皆様からご推挙いただきまして、会長を務めさせていただくことになりました、山下でございます。

一言で申し上げまして、公正かつ円滑な審議のため務めさせていただきます。どうか皆様のご指導ご協力のほどよろしくお願いいたします。

先ほど、市長さんのご挨拶にもありましたけれども、都市計画は、将来の佐倉のまちづくりの基本として大変重要なものであり、市民にとっても、いろいろな行政の仕事をやっていくうえでも基盤を成すものとしてその役割は大きいと改めて思っているところでございます。

基盤としても、いわゆるハードだけではなくて、そこで営まれております市民の皆様の生活に思いをいたしながら、皆様と共により良い佐倉のまちづくりのため、ここの審議がつながっていけば何よりと存じております。

昨年度、都市マスタープランの全体構想が、先ほど市長がおっしゃられましたように定められましたし、また区画整理に伴う用途地域の変更といった案件がございました。

今年度につきまして伺うところでは、具体的な事案は出てきていないということのようでございますけれども、私ども審議会が動かなければならない案件が出てまいった段階で、皆様にお集りいただき、ご審議をお願いしたいと思います。

この都市計画審議会として皆様のご意見をまとめ、市当局に答申するということで、そのまとめ役を大変ふつつかではございますけれども務めさせていただきたいと思っております。

また審議にあたりましては、どうか忌憚のない積極的なご意見、ご発言を頂戴しながら円滑な審議にお力添えいただきたいと存じます。誠に簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

【都市計画課 小川】

ありがとうございました。

続きまして、副会長につきましては、佐倉市都市計画審議会条例第4条第3項の規定により、学識経験者の中から会長が指名することになっておりますので、会長、指名をよろしくお願いいたします。

【山下会長】

副会長の指名ということでございます。前回は副会長としてご尽力賜り、またご協力いただきました商工会議所会頭でいらっしゃいます鈴木博委員に副会長をお願いしたいと思っております。

【都市計画課 小川】

それでは、大変恐縮ですけれども、鈴木委員は副会長席の方へ移動をお願いしたいと思っております。

それでは鈴木副会長より、ご挨拶をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【鈴木副会長】

ただいま山下会長より、副会長ということでご拝命をいただきました鈴木博でございます。この都市計画審議会におきましては、安全で安心な、そして活力のあるまちづくりの土台であるという認識でありまして、副会長の責務を果たしてまいりたいと思っておりますので、皆さん方のご指導をいただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

【都市計画課 小川】

どうもありがとうございました。

なお、本日の会議は、佐倉市情報公開条例第28条の規定により、原則公開となります。本日の会議には傍聴希望者が3名の方、いらっしゃいます。

傍聴人を会場に入室させることにつきまして、いかがいたしましょうか。

よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ただ今ご承認をいただきましたので、入室させていただきますので、しばらくの間お待ちください。

(傍聴人3名入室)

これより議事に入るわけですが、議事録作成のために、会議の内容を録音させていただきますのでご了承ください。

また、意見等を述べられる場合は、前にありますマイクのスイッチを押して、お話しいただき、終わりましたらスイッチをお切りください。よろしく願いいたします。

会議の議長は、佐倉市都市計画審議会条例第5条の規定によりまして、会長に行ってくださいこととなっております。

それでは、会長よろしく願いいたします。

【山下会長】

では、これより議事を進めてまいります。本日の議題といたしまして、「会議の運営について」というものが出されております。

なお、本日は都市計画審議会委員として初めて委嘱を受けられた方も多くおいでになります。この際、事務局から簡単に都市計画審議会の概要について、議案の説明と併せて説明をしてもらいたいと思います。

では事務局から説明をお願いします。

【宮内課長】

都市計画課長の宮内です。座らせていただいて説明させていただきます。

それでは「議案1号 会議の運営について」、ということでございますが、その前に先ほど会長の方からお話いただきました佐倉市都市計画審議会の概要につきまして、若干説明をさせていただきます。

資料の4ページをお願いいたします。

4ページに簡単にまとめてあるんですけども、先ほど市長から話があったとおり、都市の将来の姿を決めるという都市計画でございますので、また、土地に関する権利に相当な制限を加えるものでもございますので、各種の行政機関や住民の利害を調整し、さらに利害関係人の権利、利益を適正に保護する、そのような観点も必要になります。都市計画法第19条の規定では、市が都市計画を決定するには、都市計画審議会の議を経ることとなっております。

そのため、都市計画法第77条の2では、学識経験者等の第三者からなる都市計画審議会を設置のうえ、都市計画を決める前にその案について調査・審議することとしております。

都市計画決定の手續きにおきましては、ちょうど真ん中あたりに図に示しております

が、原案の作成等ですね、図に示してあるとおりで、公聴会の開催、意見書の提出といった住民意見を反映する仕組みが都市計画法で定められております。

それらの中でも、最終的な都市計画決定にいたる前に、意見書により表明された住民の意見などを踏まえ、第三者機関に専門的な見地からご意見をいただく場として、都市計画審議会が設けられております。

具体的な役割につきましては、都市計画法第77条の2には、市が決定する都市計画について、調査審議する。市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議する。3番目に、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議すること、という三つの役割が規定されております。

都市計画につきましては、市の範囲で収まるものと、広域的な見地から判断が必要なもので、市と県それぞれ決定権者が分かれております。

市の権限に属するもの、一番下に佐倉市決定、右側に千葉県決定とございますが、左側に市の決定のものがあります。建築物の高さについて空間的な制限を定める「高度地区」、都市の防災性を向上させるための「防火地域及び準防火地域」、居住環境を向上させるため、住民の合意のもとで、地区単位で建築物等のルールを定める「地区計画」、その他、一定規模以下の道路、これは四車線の市道ですね、四車線未満の道路や公園、これは10ha以下ということになっております。これが市の決定の主なもの。

一方、右側の県決定につきましては、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる市の都市マスタープランの県版といいますか、千葉県としての整備開発の方針等、それと市街化区域と市街化調整区域とを決定する「区域区分」、建築物の制限を課すことで土地利用のコントロールを図る「用途地域」といったものが、県の権限に属しております。

現在、これらの区分については、地方分権の流れの中で見直しがいよいよ進められており、将来的には用途地域や、四車線以上の市町村道の決定権限についても、都道府県から市町村に移譲される方向で議論がなされていると聞いております。

次に、5ページをお願いいたします。これは直近の平成19年からの開催状況を簡単にまとめております。

都市計画決定につきましては、地元住民はもとより、国や県等の関係機関との調整にも多くの時間を費やします。このため、決定や変更にいたるまでには相当の時間を費やすことから、都市計画審議会でご審議をいただく場面も、概ね年に1回から2回程度となっております。

具体的にはご審議いただいた内容でございますが、都市施設や市街地開発事業の進捗

を踏まえながら、公園や下水道、あるいは用途地域や地区計画といった様々な案件が諮問されている状況でございます。

先ほど会長のごあいさつの中で若干触れておりましたが、昨年度は京成線ユーカリが丘駅の北側に位置しております「井野南土地区画整理事業」、その事業が相当進んでまいりましたことから、この用途地域等の都市計画の変更についてご審議をいただきました。関連議案すべてについて全員賛成ということで、議決をいただいております。

現在、千葉県との法定協議を行っており、今月の28日に千葉県の都市計画審議会において、県決定である用途地域についてご審議をいただく予定となっております。

また、「佐倉市の都市計画に関する基本的な方針」、お手元に今日配布させていただきました「佐倉市都市マスタープラン」につきましても、審議会において議決をいただいております。

以上が審議会の概要ということでございます。

【山下会長】

今までの審議会の概要の説明のところ、委員の皆様は何か質問はありますか。

(質問者なし)

続いて議案の説明に入ってください。

【都市計画課長 宮内】

それでは引き続き議案第1号、会議の運営につきまして説明させていただきます。資料の7ページをお願いいたします。

資料に5つの項目が記載されております。1番から5番についてですが、このうち上の2点につきましては、確認事項ということでご報告させていただきます。続く3点につきましては、審議会での決定事項でございます。

はじめに、確認事項の1点目でございますが、会議の運営についてです。

都市計画審議会条例、右側に抜粋、要綱等ございますが、先ほどの2ページ、3ページ目でございます。都市計画審議会条例第7条に、「審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が会議に諮って定める」とされています。

このため、会議についての取り決め事項や、会議に疑義が生じた場合などは、その都

度、会長が会議に諮って定めていくこととなります。決定方法といたしましては、挙手等の採決により、出席委員の過半数をもって決することとしております。

続きまして確認事項の2点目、関係行政機関の職員の代理出席についてでございます。都市計画審議会の委員については、委員個人の識見に基づいて選定されておりますので、通常は代理出席は認められないと考えられます。

しかし、関係行政機関の職員の方につきましては、委員個人の識見というよりも、関係行政機関の組織としての意思を代表して表明することが大きな役割と考えられます。このため、委嘱されている委員本人と同等程度に組織としての意思を表明できる方であれば、代理出席が認められるものと考えております。

次に、3点目です。会議の非公開についての確認についてでございます。

佐倉市情報公開条例第28条の規定により、会議は原則として公開となりますが、特定の個人を識別出来たり、個人の権利利益を害するおそれのある情報、いわゆる不開示情報を扱う場合や、会議を公開することで円滑な議事運営が妨げられるおそれのある場合については、会議の全部または一部を非公開とする旨を決定することとなります。

佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱では、非公開の決定をする場合、原則として当該会議の1週間前までに行うものとされており、この決定方法につきましては、「会議における議決」、「委員全員による個別の承認」といった方法に加え「その他、審議会等が定める方法」によることができます。

非公開の判断について、事務局の提案といたしまして、これらに類する案件が出てまいりました場合は、事前に会長にご相談させていただき決定することを考えております。

続きまして、4点目でございます。

会議録の作成方法についてでございます。会議録の作成方法については、全文筆記と一部の要約筆記といった方法がございます。

事務局による要約ですと、委員の意図が十分に反映されないおそれがあることに加え、審議会の透明性の観点からも、全文筆記として考えております。

なお、会議録の確定につきましては、議長と議事録署名人を2名、議長にご指名いただき、この3名の方の署名により確定することで考えております。

また、会議録の写しについては、市政資料室に配置する等により、市民の閲覧に供するものとし、併せて、ホームページにより、公開することを考えております。

今回、具体の例が一つございまして、委員名簿の公開にあたりましては、市民委員の

方以外は、備考欄に記載しております勤務先等も公開させていただきたいと考えております。

最後に、5点目でございます。

会議傍聴要領について、佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、9ページに事務局案を作成してございます。

こちらの内容を確認いただきまして、これを傍聴人に配布することで、会場内の秩序維持を図ろうと考えております。

なお、傍聴人に配布する資料につきましては、原則、非開示情報を除き、持ち帰りとさせていただきたいと考えております。

以上、審議会の運営に関する確認事項2点及び決定事項3点について、ご説明をさせていただきました。どうぞ審議のほどよろしくお願いいたします。

【山下会長】

ただ今、都市計画課長から、会議の運営について確認事項2点、決定事項3点の説明がありました。5つの件について1つずつ確認、ないし決定をしてまいりたいと思います。

まず、第1点でございますけれども、会議の運営について「佐倉市都市計画審議会条例第7条の規定により、「審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が会議に諮って定める」ということでございます。

基本的に市の条例の中で決められていることでございます。こちらの確認事項についてはよろしいでしょうか。

では第1点はそのように確認させていただきます。

続いて2点目の確認事項といたしまして、「関係行政機関の代理出席について」でございます。本日も佐倉警察署長については代理出席をしておられますが、いわば機関としての意見の表明をお願いするということから、代理出席が可能であるという考え方を示されておりましたし、現にそのような運用がなされているところでございます。

したがって、これにつきましても代理出席を認めるという確認ということでまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

では第2点はそのように確認させていただきます。

次に、3番目は決定事項といたしまして、会議の全部または一部非公開について、非

公開となる審議事項があると認められる場合には、事務局が会長の承認を得て決定するというのでまいりたいという話でございました。

これも、非公開となる審議事項といいますのは、法令、条例等に基づいて、という話でございました。

この点については、決定ということでご審議いただきたいと思っておりますけれども、いかがでございますか。

【鈴木（尚）委員】

異議なし。

【山下会長】

はい。ただいま鈴木委員から異議なし、という声がありましたけれどもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

【山下会長】

では、会議の全部または会議の一部非公開について、事務局が会長の承認を得て決めていくということでもまいりたいと思います。

次に、第4点目として、「会議録の作成方法について」ということでもございました。

会議録は全文筆記とする、そして、議長及び議長が指名した議事録署名人2名の署名を経て議事録は確定するという手続きでもまいりたいということでもございました。

全文筆記ということでもございますけれども、言葉がダブったりとか、語句の整理ということは一般に議会その他でも行われておりますけれども、趣旨を損なわず、ある意味、機械的ということでもいくということ。そして、議事録署名人が内容を確認して初めて議事録として確定するという手続きでもまいりたいということですが、いかがでしょうか。

【高木委員】

4番ですが、そこには「会議録は全文筆記とし」その次「議長及び」と書いてありますが、これは「会長」ではないのでしょうか。

【山下会長】

失礼しました。私もそのまま読んでしまいました。

【都市計画課長 宮内】

署名につきましては、会長と会長が指名した議事録署名人おふたりの方、その3名の署名をもって確定するということです。

【山下会長】

それでは「議長及び議長が指名した」のところを「会長」に直した方がよろしいということですか。

それとも、会長が議長を務めるから、「議長」と記載してあるという理解でよろしいですか。

【都市計画課長 宮内】

そのとおりです。

【山下会長】

仮に私に事故があれば、副会長が議長を務めることになりますので、そのときは副会長である議長が、という話になりますので、その会議における「議長」ということで、原案のとおりでよいですね。

【都市計画課長 宮内】

そのとおりでございます。この場でいうと、会長を務める「議長」とその議長である会長が指名した議事録署名人2人ということになります。

【山下会長】

他にございますか。よろしいですか。

では4番目、会議録は全文筆記とし、議長及び議長が指名した議事録署名人の署名により、この審議会としては確定するということで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【山下会長】

ご異議ないということで、そのように決定させていただきたいと思います。

次に、最後の決定事項、5番目でございます。会議傍聴要領についてということで、9ページでございますけれども、別紙のとおり定めて傍聴人に配布するというかたちで運びたい、という提案でございましたけれども、このことについていかがでしょうか。

【井原委員】

ちょっとずれるかもしれませんが、傍聴要領に定員と書かれていますが、定員は何名ですか。

【山下会長】

はい。原案のなかに定員という言葉があるけれど、数として何名と決まっているのか、それとも違う趣旨なのかということでもありますけれど。

【都市計画課長 宮内】

傍聴人の定員ということでございます。今日の場合は15名ということで、会議の場所によりますが、この部屋であれば、今までの会議では15名の定員で大丈夫でしたので、こちらで決めさせていただいております。

【井原委員】

要するに、会場によって、その都度その都度、変わるということによろしいですか。

【山下会長】

その趣旨であればよろしいと、皆さまご理解いただきますか。

いわば、物理的な制約が、どこで行うにせよ当然出てまいりますので、通常この部屋で行うことが多いようでございますけれども、それに伴う合理的な範囲でその都度決めていかざるを得ない。そういう意味での定員だという理解で、このままの文言でよろしいでございますでしょうか。

他に何かご質問等ございましたら。

他にご質問等ないようございましたら、5番目の会議傍聴要領について、別紙のとおり会議傍聴要領を定め、傍聴人に配布するという、それから先ほど確認がございましたけれども、それぞれの会議場における合理的な範囲ということで定員というものは読んでいくということで、この審議会における決定事項とすることについて、よろしゅうございましょうか。

【葉袋委員】

ちょっといいですか。例えば審議会で、利害に絡むことを扱う場合に、大変たくさんの方が傍聴を希望する場合には、事前にそれを公表しますか。

【山下会長】

まず今の点、運用上の問題として、利害関係者等が大勢来たいと言った時に、いわばその部屋に、平たく言って納まりきれないような場合に、事前に定員等について公表するのかということ。ないしは、その後の運用について、まず事務局の考えがあれば聞かせてください。

【都市計画課長 宮内】

いまの場合ですと、あらかじめ分かる状況であればよろしいですけれども、分からないという場合、こちらにいらしていただいた時に抽選になったり、来ていただいた順番でやられている。ですから普通は早く来て、先着順ですか、その内容でやるような形になります。

それと利害関係者が多くなるということにつきましては、それぞれ、そこまでにいたる都市計画決定の手続きの中で、意見の聴取の手法が何点かその都度ございますので、そこで相当数は、意見の表明はされていると思います。会議にかける場合は、当然そういう意見であるとかご要望、そういうものも会議の中に紹介させていただいて、それも踏まえたくうえで審議会に入らせていただくと、そういうことでお願いしたいと思います。

【山下会長】

今の点はいかがでしょう。確認をしておきたいのですが、今の事務局の説明ですと先着順という言い方が、事務局の考えとして示されたようですけれども、一方で一般に抽選というのもあるというのも言及されておられた。

確かに多くの場合は、そこに来られた方が入りきれるという場合は大体、順次入れて実際は先着順で済んでいるんでしょうけれども、そうでない場合も先着順というお考えですか。それともそれは開始前に、5分前なり10分前なり、しかるべき時間に抽選で、いわゆるその日の定員に入らせていただくということなのか。

そういう時にごたごたするのを避けるためにというのが、そもそものご質問の趣旨だったと思いますし、そこははっきりしておいた方がいいかなと思いますけれども。

【都市計画課長 宮内】

はい。都市計画宮内です。

基本的にはこの傍聴要領で示してある、当日会場での先着順と考えております。

【山下会長】

定員になり次第というのは、そういう意味だということですね。

【都市計画課長 宮内】

はい、それでお願いできればと思います。

【山下会長】

よろしゅうございますか。

【鈴木(尚)委員】

鈴木です。都市計画審議会は決定機関ではありませんので、最終的に都市計画の決定という最終段階があります。

その前の傍聴人が例えば徒党を組んで来たにしてみても、都市計画審議会そのものの運営は毅然たる態度で行えばよろしいかと思えます。またそういう時には、圧力がかかるようなことがあれば、当然運営規定に抵触するわけですが、この場合は最終決定ではないので、このままでよろしいかなと解釈をしております。

【山下会長】

いわばこの傍聴手続の1の(1)に書いてあることでよろしいではないかというご発言でございましたけれども、よろしゅうございますか。

はいどうぞ、岩井委員。

【岩井委員】

先ほど都市計画課長さんからご説明がありましたけれども、この決定にいたる前に利害関係者等から十分、また別の場で意見等聴取されていると思えますので、この場では傍聴人の方がいらっしゃるといのは、閉鎖性でないということを担保するものだと思いますので、今おっしゃられた手続きで私はよろしいと思えます。

【山下会長】

はい、分かりました。繰り返すまでもありませんけど、一種の行政手続き的な形とし

て、都市計画の場合、それぞれの段階で意見を聞くという仕組みがあるわけであるから、この場合、この規定どおりでよろしいではないかというご発言でありました。

特に他にご意見ないようでしたら、この原案のとおり決定してよろしゅうございませうか

(異議なしの声)

【山下会長】

ご異議ないということで、繰り返しになりますけれども、決定事項といたしまして、別紙のとおり会議傍聴要領を定め、傍聴人に配布するということの提案のとおりまいりたいということに決定をいたします。

以上で2つの確認事項、3つの決定事項について、それぞれお諮りをして、本日の議案そのものはこれで終わったところでございます。

それで、本来順序が逆だったのかもしれませんが、通常ですと最初に議事録署名人おふたりを指名させていただくところではございましたけれども、いわばそのこと自体がこの中での決定事項にもなっておりますので、ちょっと変則ではございますけれども、最後に私の方から議事録署名人の指名をさせていただきたいと存じます。

では本日の議事録署名人には、岩井功委員、池澤利一委員、お二方をお願いしたいと思います。お二方には後日議事録の確認をお願いいたします。

それでは他に特にご発言等なければ、以上で本日の審議を終了いたします。議事進行へのご協力、まことにありがとうございました。

【都市計画課 小川】

どうもありがとうございました、これをもちまして、第21回佐倉市都市計画審議会を閉会いたします。本日はお忙しい中、ありがとうございました。